

秋田家伝来の甲冑

—付属の具足注文を中心に—

仙波 昭彦*

I はじめに

本館には、秋田家¹⁾の御厚意により寄託していただいた甲冑が一領あるが、この甲冑は歴史資料としてばかりではなく、美術工芸資料としても貴重なもので、本館の寄託資料を代表するものの一つとなっている。

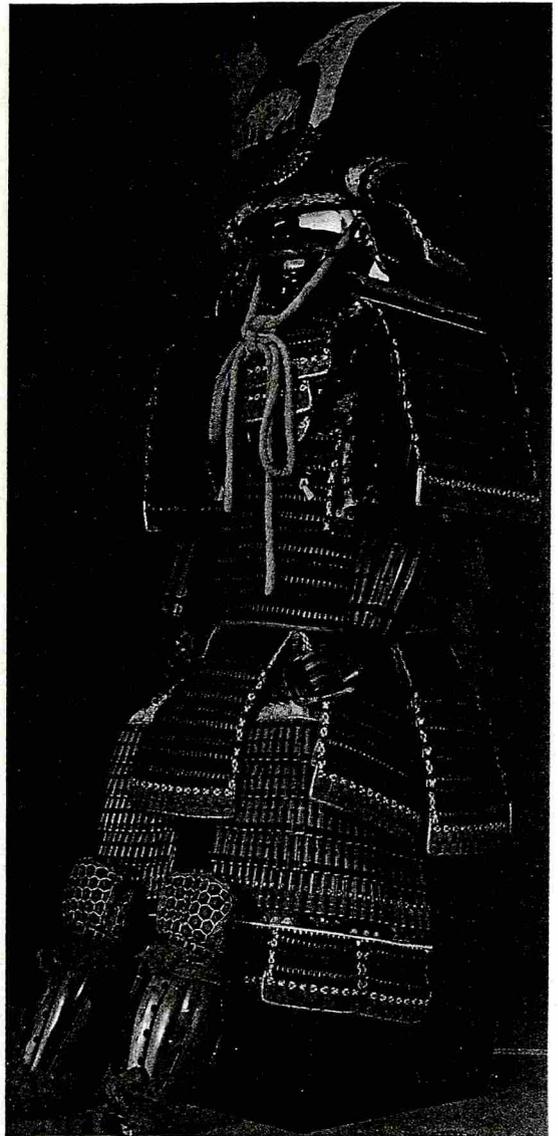
ところでこの甲冑には付属していたと思われる文書が残されており（以下「注文書」という）、この「注文書」がはたしてそうであるのか検討すると共に、内容も興味深いものがあるのであわせて紹介したい。

更に、製作年代や着用者および正式名称などについても若干の考察をつけ加えておきたい。

II 具足注文について

「注文書」の標題は「御具足注文」となっており、この甲冑の各部の明細と、発注・完成の年月日および関係者名が記されている。以下にその全文をあげる。

- 一 御兜 銘有淨貞 天形廿八間四方白
 - 一 前後左右之板廣く残廿四間
 - 星植黒塗前後左右之板兩脇
 - 覆輪赤銅腰卷之覆輪同前
 - 唐草毛彫いりき八さう形
 - いのめすかし
- 一 しなたれ前三筋左右後二筋宛
- おろし赤銅三枚座切羽四分一
- 一 八幡座九重大座唐花いのめ
- すかし玉ふちを取惣斜紛花
- (□ □ 者之か) 鉾をうち二枚目唐草地彫
- すかし菊なすひ座かへり花しべ
- 座とまり惣赤銅花者之鉾四分一
- 一 笠符之鏝赤銅頭に御紋但
- 牡丹之花同緒紅唐うち両ふさ



銅粉錆色本小札勝色威胴丸

*秋田県立博物館

- 一 四天之星赤銅四つのいきぬき赤銅斜粉
- 一 眉底表本手正平革ニ而包
へり杉しやうふ革三色の偃組
小櫻鉾古法のこたく打之三光之
鉾八重菊赤銅座四分一覆輪
赤銅縄目見上之内猩々緋にて
つゝみ
- 一 鍛縫重本小札まんちう五下
毛引塗さひ色緋糸勝色下
一段烈り金唐革ニ而包
- 一 菱縫木賊色の糸むなめ縫三色
の啄木
- 一 一の吹返し正平革包烈り
杉しやうふ革縁廻りに三色の
偃組有小櫻ひやう赤銅古法
のこたくにうち御紋但し松扇
大ふりにして目貫彫赤銅要
金象眼間斜緋にして両吹
返しに老宛うち覆輪赤銅
縄目
- 一 二の吹返塗さひ菱縫二通り
むなめ啄木一通
- 一 鉢付間の金物たちきの牡丹
すかし赤銅鉾頭御紋但松扇
四分一金すり込
- 一 鉢裏金箔置請裏紅縮緬二
重細さし輪かねにて取置きき
出しの穴三有烈り金唐革ニ而
取内十文字力革入腰巻金紋
革
- 一 忍之緒付四所付真革之内
鉄線かな引芋を包込花丸く
き忍の緒紅縮緬中に素らふ
に織候かせを唐うちのうち紅
染にいたし中へ入申候但長九尺
- 一 内鍛鍛鉄入黒羅紗包裏所
地錦むなめ縫菱縫有縁杉
しやうふ革ニ而取りへき糸蛇腹有
- 一 御立物 臺鉾形
- 一 臺赤銅たちきの牡丹すかし
- 金焼付の裏板當て櫃に張
御紋赤銅目貫彫にして松
扇要金象眼一つ居
- 一 鉾形ねりもの金みかき鉾形
のうちに松扇御紋但鉾形之
恰合此方より遣候同ねり物
金みかき
- 一 御頬當 忠信像
- 一 表黒塗内赤天鵝絨にて包
牙銀露落しの穴鵝目赤銅
- 一 耳にすかし七星
- 一 髭かす苧
- 一 よたれ金縫重本小札毛引五
下り塗さひ威糸しころ同前
- 一 菱縫むなめ右同前懸緒組
わけ
- 一 御喉輪
- 一 縫重革さね一枚交毛引塗
さひ威糸右同前
- 一 縫菱むなめ同前
- 一 かうむり付正平革縁すき
しやうふ革三色偃組有
- 一 懸緒平うち
- 一 御胸 胴圓
- 一 縫重本小札毛引塗さひ色
糸勝色
- 一 御胸二段あかき鍔さね革札
一枚ませ
- 一 金具廻り正平革包へり
杉しやうふ皮烈り三色偃組
有小櫻鉾赤銅古法のこたく打
- 一 置御紋松扇赤銅目貫彫
左右に九つ置之要金象眼
- 一 間之金物赤銅たち木牡丹
すかし四分一金すり込松扇
御紋目貫彫古法のこたく
- 一 惣金具廻り覆輪赤銅縄目
- 一 采幣付之鍛赤銅頭に御紋

- 但牡丹左右ともに
- 一 大志とゝめ赤銅斜紛座四分一
小割
 - 一 小鷗目赤銅斜紛座四分一
 - 一 合引角打威糸同前
 - 一 高紐唐打色右同前
 - 一 袖付とぐみ赤銅唐草毛彫
 - 一 せめこはぜもつかう形赤銅
斜紛地彫唐草
 - 一 線分赤銅唐草毛彫同緒
唐打木賊色
 - 一 胴裏馬皮白檀塗水抜前後
左右共
 - 一 御ゑり巻小手隠し表黒羅
紗亀甲鍛鍔入蛇腹はわせ
二重白糸菱縫木賊色縁相傳
唐茶金さし廻り肩の廻り鎖
入蛇腹縫萌黄しつかの緒通し
穴礪目赤銅切羽銀御襟に浅黄
白のちりめんにて二重のけし有
御襟裏赤地の錦綿齧鎧
へたかみ
 - 一 蕘葉縫重三枚下り本小札塗
さひ毛引威毛同前裏ニ香包
入有赤地錦金物赤銅雲形毛彫
 - 一 ひし縫むなめ右同前
 - 一 總角の大座木瓜形赤銅たちき
牡丹すかし鉾頭に御紋但シ
牡丹緒紅唐打大總有
 - 一 けさん七間五下り本小札塗さひ
毛引糸威毛同前
 - 一 耳の糸啄木
 - 一 菱縫二通むなめ一通糸綴同前
 - 一 けさん草摺一段へり金唐草
にて包
 - 一 けさんの裏感状袋黒羅紗
金さし廻り蛇腹縫あり
 - 一 けさん惣裏花色縞子
 - 一 腰鎖左右に付表紺地金入
裏瀑布
 - 一 がつたり取置請筒梨子地さる

輪赤銅竿留金物蝶番待請
鉄塗請筒同前

- 一 御袖 大袖縫重
- 一 本小札塗さひ緋糸右同前
- 一 菱縫二通りむなめ一通り草摺
同断下一段廻り金唐革ニ而包
- 一 冠の板御胸同前但置御紋
桧扇三つ赤銅要金象眼
- 一 冠の板覆輪赤銅羅目同裏
八幡黒革包
- 一 きやうしよ杉しやうふ革はみ
たし紅白の綾
- 一 間の金物牡丹唐草すかし
赤銅鉾頭に桧扇御紋四分一
金すり込目貫彫
- 一 しつかの緒紫革
- 一 袖の緒總角同断
- 一 水呑かうかい金物立木の牡丹
赤銅鉾頭御紋牡丹花同緒總
角同前
- 一 袖摺濃かうし真革さんせう
の鉾赤銅
- 一 御籠手 筒籠手義経やう
- 一 手先七本篠板目革筋金
鉄塗縮糸縫肩に篠繫入
鎖細南蠻
- 一 手甲に御紋但桧扇赤銅にて
吹返し同前要金象眼
- 一 威衣紺地金入裏瀑布花色
縁しやうふ革縁際蛇腹縫有
- 一 手甲天鵝絨
- 一 緒所唐打かうり糸四うち色
おとし糸同前
- 一 せめこはせ合引同前
- 一 ひやうたん金物之内香篋
左右ともに
- 一 御佩楯 瓦さね
- 一 貳拾五枚縫ぬりさひ五下り膝
鎧二下り本小札毛引塗さひ

菱縫むなめくさすり同前きやう

しよ杉しやうぶ革紅白の綾有

間の金物に大袖同前

一 鞭指力革正平革三色の偃

組有

一 おめり正平革偃組三色

一 縁杉しやうぶ革烈りきわ蛇腹

縫あり

一 威衣裏籠手同前但ふん込に

一 紐縮緬あいみるちや小猿座正平

革小猿もつこうむすひ

一 御臙當 七本篠筒

一 板目革筋金鉄薄塗箱糸

縫筒かへすりなめし黒塗

一 十王頭襟巻同前

一 威衣裏紐縁佩有同前

一 惣緘糸 勝色上糸

一 惣金物上赤銅但間之金物

座赤銅御紋四分一金摺込

一 菱縫糸木賊色上糸

一 むなめ三色啄木上糸

一 威衣金入今織小模様之

紺地

一 正平革藍入之模様

一 惣而偃組太可致事

一 御具足櫃貳但桐にて

真のため塗きそうめん

布きせ黒塗金物定法

のこたく鑰ともに

同覆革栗色御紋金

一 御兜御具足其外小道具

之袋絹両面綿入色花色

紐同断

一 御具足立

右注文之内威衣并襟廻り

内綴之裏にしき是者此方

より可遣候金物并糸者前

方に手本此方へ遣置手本

之通無相違引合可遂

吟味候以上

元禄七^甲戌年十月廿六日

岩井六右衛門同善六ニ申付

亥五月二日出来指上従下地

為吟味菊池新五左衛門従三春

被召登毎日具足屋^江通段々

御道具一色宛下地共御屋敷へ

持参御年寄御用人共御側之者

共御吟味申候

右請取候日小野寺市太夫秋田治兵衛

本分脇田甚兵衛大目付小野寺金兵衛

御側櫻田勘右衛門長谷川七郎右衛門立合

注文ニ引合改請取之御召武具頭

渡会四右衛門郡司雲八渡之

秋田治兵衛 ㊦

III 補足資料

上記の「注文書」のほか、「輝季公御召御具足毛附」という文書もあり、内容は「注文書」の要点を記したものであり、両文書ともに同一の甲冑の説明である。「毛附」の終りの四丁は「注文書」と異なっているので、次にその部分のみを紹介する。

「右元禄七年甲戌十月被 仰付亥之五月出来

奉 御用人 秋田治兵衛季敦

具足師御扶持人 菊池新五左衛門

武江之職人 岩井六右衛門

威之

子 同 善六

*(中略) 享保二丁酉年記置之」

*中略部分には御小道具として、采幣・軍扇・鞭・射鞆・腰當・陣羽織・下召・小袴・上帯・脚絆・帷子があげられているが、残念ながら散逸してしまったようである。

IV 結びにかえて

「注文書」の内容を逐一、寄託された甲冑と照合した所矛盾することなく全て一致した。したがってこの「注文書」および「毛附」二文書は、本甲冑備えつけ

のものであるということが出来る。

本甲冑の製作年代は、元禄7年(1694)10月26日に発注して、翌8年(1695)5月22日に約半年間かかって完成している。製作場所は江戸である。

名称としては、「銅綱錆色本小札勝色威胴丸 星兜、大袖付」となるうか。

また本甲冑は、三春藩(福島県)三代藩主の秋田輝季公が着用したものである。なお輝季公²⁾は慶安2年(1649)生まれ、延宝4年(1676)家督を相続し、正徳5年(1715)引退している。

なお、本甲冑の関係者は「注文書」によれば11名であるが、「毛附」と共通している4名が中心と思われるので、次に若干の説明を加えておく。

岩井六右衛門と善六親子は、古くから甲冑仕立の家として有名な岩井派の流れをくむ、江戸在住の高名な甲冑師である。

菊池新五左衛門は、具足師御扶持人とあるように、三春において甲冑製作の技術をもって扶持を拝領していた職人である。「貞享元年礼席知行諸役并寺社御礼」という三春藩の資料³⁾によれば、「次第不同(町人の格立つ者や抱えの職人をさす)の筆頭に、「五両十人(扶持)菊池新五左衛門」とあるので、年代的にみてもあるいは菊池新五左衛門と同一人物であるかもしれない。

秋田治兵衛は諱を季敦といい、系図⁴⁾によれば先祖は伊勢国を本国とし、北畠あるいは波岡を名乗り、秋田は賜姓である。

「三春藩諸役人年次別任免控」⁵⁾の元禄2年(1689)12月10日の項には、「御用人・湊甚左衛門、同・秋田治兵衛」とあり、「注文書」の秋田治兵衛のことであろう。

御用人という役職は三春藩では、御城代・御大老・御年寄に次ぐもので、「注文書」の内容からみて、秋田治兵衛は、本甲冑の製作当時、江戸詰御用人であったと思われる。

「注文書」を読み、甲冑を見てあらためて感じるのは、いわゆる大名具足の製作過程の入念さと、出来栄えの見事さである。

今後の課題としては、鉢裏にある「武州住浄貞」や「注文書」に出てくる人物の素姓についてももう少し詳しく明らかにすることと、本甲冑の後代における補修の有無およびその時期についての検討が残されている。

最後になったが、指導・助言を頂いた国安寛・藤原茂両氏に厚く感謝申し上げる。

註

1)秋田家のご当主は、東京都在住の秋田一季氏であり、本甲冑の他、刀剣・鞍など多くの資料を本館に寄託していただいている。なお秋田氏は、古くは安東氏と称した津軽の豪族で、秋田に入った一派が戦国末期愛季・実季のときに勢力を拡大して、秋田地方ではもっとも有力な大名になっている。その後佐竹氏と入れちがいに秋田を去り、常陸突戸(茨城県)さらに陸奥三春に移り、幕末まで同地を領有した。

■安東・秋田氏略系譜

愛季——実季——俊季^(三春①)——盛季^②——輝季^③——頼季^④
 —治季^⑤——定季^⑥——千季^⑦——謐季^⑧——孝季^⑨——肥季^⑩
 —映季^⑪——重季——一季 (「三春町史」による)

2)統群書類従完成会版, 新訂 寛政重修諸家譜・第10巻巻・336P., 1965

3)三春町, 三春町史・第8巻・288P., 1978

4)同上, 142P.

5)同上, 329P.

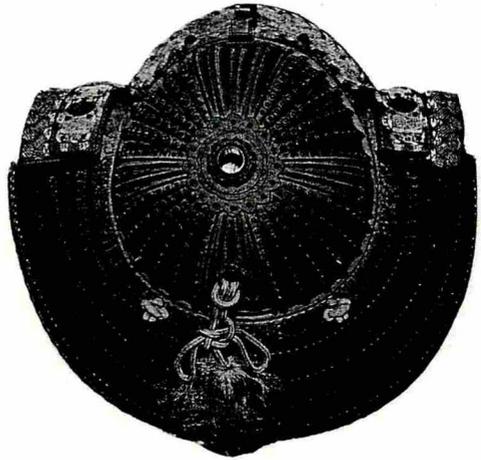
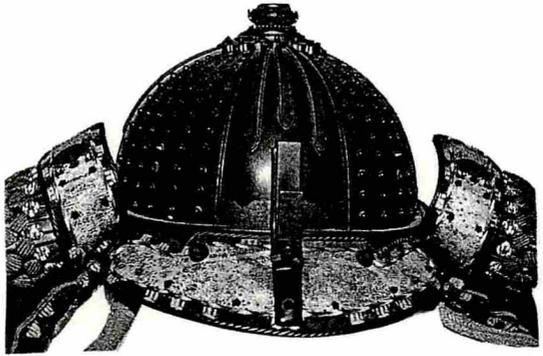
甲冑各部の法量

(単位: cm)

兜	総高	29.0	袖	総高	37.7
	鉢高	13.0		上幅	37.2
	鉢前後径	25.5		下幅	36.8
	鉢左右径	23.5	籠手	総長	左右 68.5 66.0
天辺穴内径	1.6	総高		64.5	
胴	前胴高	35.0	佩楯	上幅	73.0
	後胴高	42.0		下幅	76.0
草摺	総高	31.0	臑当	総高	36.0
	揺糸長	7.5		立挙高	10.0

* 小野寺哲汎・梅原廉, 「県内所在の甲冑についての研究」
 岩手県立博物館研究報告第2号, 56P., 1984を参考にした。

—兜—



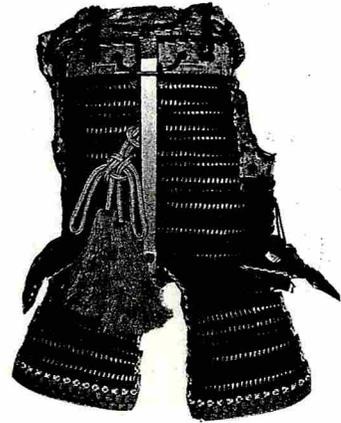
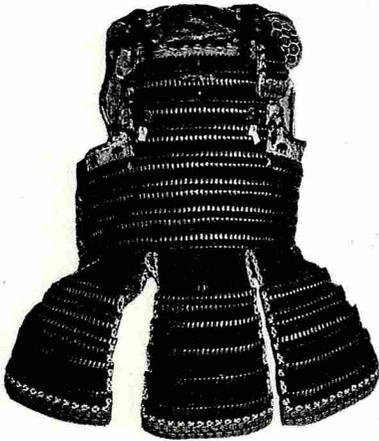
—頬当—



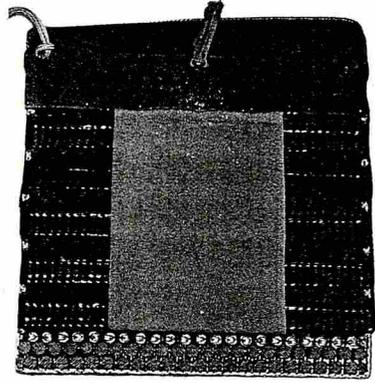
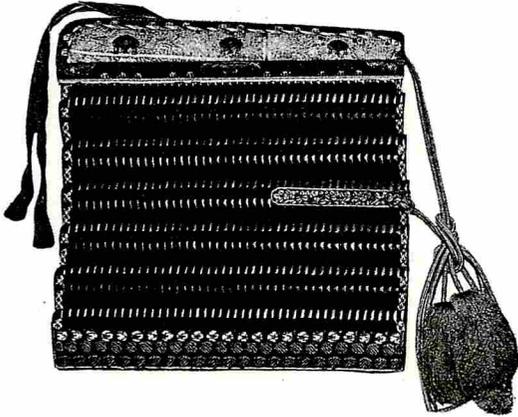
—喉輪—



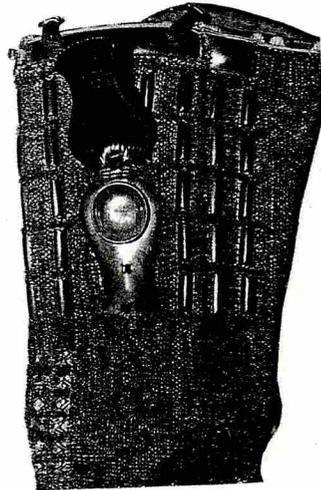
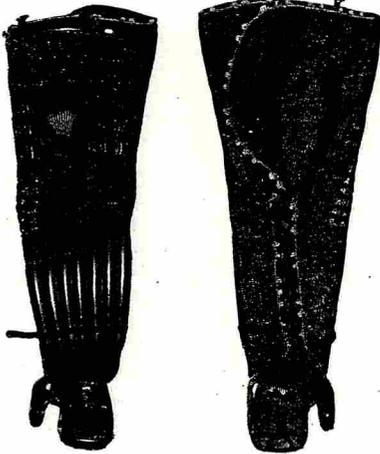
—胴—



—袖—



—籠手—



—佩楯—



—膝当—

